

**はじめに**

- 国際環境を取り巻く厳しさは増大。日本も、尖閣諸島を巡る中国の活動活発化、北朝鮮リスクなど、多くの問題。
- バイデン政権は、同盟国や友好国との関係強化を目指す一方で、「同盟国による応分の責任と負担」も求めている。
- 当会が続けてきた、「タブーを排した安全保障論議」、「自らの安全は自ら守る」の観点から、提言を行う。

**1. 日米同盟強化のため、日米地位協定の見直しを**

- 2020年1月、日米安保条約は締結60周年を迎え関係が成熟してきた。一方、同年に締結された日米地位協定は、「日米安全保障体制にとって極めて重要」とされながら、我が国にとって「不平等」としばしば指摘。特に、在日米軍の犯罪や基地周辺の危険性に端を発する問題が、沖縄県などの地域に偏在。その度に、日米地位協定を見直す声が高まるが、締結以来、これまでの60年間、一度も改定されていない。
- 沖縄は、我が国及びアジア太平洋の平和と安全にとって重要な位置にある。日米同盟を深化していく上で、地域住民の安全確保、在日米軍に対する地元住民の理解・協力は不可欠。特に、米中二大国間の対立が激化する中、日米双方にとって日本列島に米軍基地を置く戦略的重要性は高まっている。基地機能をより高度化し、より持続性を高め、防衛協力の範囲を拡大していくためにも、日米地位協定の見直しを行うべき。

**提言①：日米地位協定見直しでは、我が国の国内法適用や十分な情報開示などを求めていくべき****1. 在日米軍・軍属に対し、原則として我が国の国内法の適用を**

- ・ 現在、在日米軍・軍属に対し、原則として、日本の国内法は適用されない。しかし、日本は独立した主権国家であることに加え、日本国内における米軍駐留人数は世界最多。周辺住民の安全確保や感情面の反発への配慮は不可欠であり、国民の生命や財産に関するものを中心として、我が国の国内法を適用させるべき。

**2. 基地における米国の排他的管理権につき、ドイツ、イタリアなど同水準への改定を**

- ・ 日米地位協定では、米軍が「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とされる。従って、事件や事故の際などでも、日本側の捜査、基地への立入りは制限。また、基地内での環境破壊等に対しても規制が出来ない。独、伊など同水準に、政府、自治体当局の立入りを認めさせるべき。

**3. 米国の軍用機などの訓練・演習などにおける規定の明確化を**

- ・ 現在、日米地位協定での明文化がないため、周辺住民への騒音被害に加え、民間旅客機が、安全で効率的な運航をする上での阻害要因となっている。従って、原則、米軍による施設・区域外での訓練・演習を制限すべき。やむを得ず、施設・区域外での訓練・演習を行う場合は、事前の通達を義務付けるべき。

**4. 検疫について、日本政府への情報開示に関する取り決めを**

- ・ 日米地位協定では、「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」とされるため、米軍基地で兵士並びにその家族の新型コロナウイルスへの感染が確認されたにもかかわらず、日本政府として実態を十分に把握できなかった。予め、緊急時などの取り決めをしておくべき。

**提言②：日米地位協定見直しは、協定の改定、運用や解釈の変更などあらゆる方法で検討すべき**

- ・ 独、伊などは、地位協定の改定や補足協定の締結などによる見直しを実施。一方、我が国は、日米地位協定締結以来、一度も改定しておらず、改定などの方針も公にしていない。政府が、協定見直しの方針を打ち出すとともに、地元住民の目線に立ち、協定の改定、運用や解釈の変更など、あらゆる方法を検討すべき。

**提言③：日米同盟や日米地位協定について、国民が自由に話し合える環境を整えるべき**

- ・ 日米同盟や日米地位協定は、日本の平和や安全保障に欠かせないテーマにも関わらず、多くの国民が、実態や問題の所在について、知らない、無関心。基地と地元代表（行政）や周辺住民などとの交流をより活発にし、双方の課題などについて恒常的にオープンに話し合う仕組みを更に拡大すべき。また、国民一人一人が関心を持ち、積極的に話し合いを行えるように意識醸成や環境整備をしていくべき。

**2. 同盟国や Quad をはじめ、基本的価値観を共有し、インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々との連携・緊密・拡大強化を**

- 米国の相対的な国際影響力の低下により、世界は「ボックス・アメリカナ」から「ボックス・アライド・アメリカナ（同盟国付きの米国世界）」に変容する最中にある。そのような中、我が国は、2016年に安倍前政権が掲げたビジョン「自由で開かれたインド太平洋戦略」を掲げ、外交・安全保障上での国際的な存在感を発揮。
- また、我が国は、米豪印とともに、通称「Quad（クアッド）」と呼ばれる連携も進めている。

**提言④：Quad では、軍事・安全保障に留まらない、多角的・重層的な関係強化をすべき**

- ・ Quad は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の象徴。一層、多角的、重層的に協力の枠組みを拡大すべき。
- ・ 日米豪印共同訓練などの継続に加え、エネルギー、宇宙、通商面などでの協力関係にも注力すべき。

**提言⑤：海洋大国として、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を一層推進すべき**

- ・ 日本は、海洋大国として、法の支配に基づいた海洋資源の活用促進に主導的な役割を果たすべき。これと並行し、尖閣諸島などにおいて、我が国に差し迫っている危機に対応すべく、海上保安庁の能力増強も急務。

**3. 「経済の安全保障」の観点から、産業界の垣根を越えた協力体制の構築を**

- 米国や中国の輸出規制などに日本企業が巻き込まれる危険性は、ますます高まっている。また、北朝鮮への経済制裁決議の内容に反する経済活動を企業や個人が行うことによるリスクも依然として高い。
- 米中などの輸出規制や輸出制裁が自社に及ぼす影響やリスク認識、自社製品が、供給元／供給先として、どのように作られ、第三国で使われているのかなど、各企業や個人で行う情報収集や対応策には限界がある。

**提言⑥：国は経済安全保障に関する実態の把握、公表をすべき**

- ・ 政府は、経済安全保障の観点から、企業、大学や研究機関などの調査を行い、「戦略的不可欠性」のある研究成果や技術や製品について、全容を把握すべきである。その上で、実態を公表し、全体で認識を共有すべき。

**提言⑦：国内において産業界の垣根を越えた情報連携、協力体制の構築を進めるべき**

- ・ 安全保障上、特に重要な輸出製品や技術に関しては、個社努力のみならず、国家安全保障局に設置された「経済班」などを活用し、産業界の垣根を越えた情報連携、協力体制の構築を進めるべき。

**4. 官民双方によるサイバーセキュリティの強靱化を**

- コンピュータ技術が目まぐるしく進歩。情報漏洩だけでなく、実経済、産業システムやインフラシステムへの破壊、先端産業や軍事機密をはじめとする知的財産の不正取得、情報操作を狙いとする攻撃などが増加。更に、コロナ禍でのリモートワークの増加等により、サイバー攻撃に対する対応の重要性は喫緊の課題である。

**提言⑧：国全体のサイバーセキュリティを総括、責任の所在となる専門官庁を早期創設すべき**

- ・ 国家レベルによるサイバー攻撃に対して、民間企業では太刀打ちが出来ない。また、現在、国全体の安全保障を脅かす大規模なサイバー攻撃や、重要インフラ施設へのサイバー攻撃に対抗する国家体制（監視、分析、対応など）は責任所在も含め、不明確である。「国の盾」不在の現況を早急に改めるべき。

**提言⑨：官民が協力して、民間企業のデジタル強靱化（デジタルレジリエンス）の底上げをすべき**

- ・ 民間企業がサイバー攻撃を受けた際に、侵入経路や攻撃手法、被害の実態などが早期に把握され、広く実態や対応策が共有されるように整備すべき。また、個々企業に対する情報提供、共同訓練などについては、デジタル庁が担い、民間企業のデジタル強靱化の底上げをすべき。

**おわりに**

- 今までになく経済を安全保障のレンズを通して見ることの重要性が高まっている。経済界、各企業ともに、安全保障に関する関心を高め、真剣に対策を考えるべき。
- 韓国との民間外交は継続が重要。政府間の膠着状態が続くが、経済界や青少年など民間レベルの交流は継続すべき。
- 自然災害・パンデミック・軍事的緊張などの危機は突如到来する。我が国全体の危機管理能力を高めるべき。